

(非公募)

嘉村礒多生家指定管理者候補者審査結果

1 施設の名称 嘉村礒多生家

2 指定の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

3 指定管理者候補者特定団体名

嘉村礒多生家の会

代表者 山本 伸雄

山口市仁保中郷1041番地

4 団体の概要（目的、事業内容、事業実績等）

当団体は、過疎化の進む仁保上郷地域において、地元住民が中心となり、嘉村礒多生家の管理を行うとともに、小説家嘉村礒多の顕彰及び都市と農村の交流によって地域を活性化させる拠点として生家を有効活用することにより地域づくりに貢献することを目的に、地元仁保自治会及び地域づくり組織の全面的な支援を受け平成22年12月3日に設立されました。

5 非公募施設とした理由

嘉村礒多生家は、平成16年3月に嘉村礒多顕彰会から生家保存の陳情書が提出され、平成22年11月に嘉村礒多の顕彰と地域資源を生かした都市と農村の交流促進により、地域の活性化を図る活動拠点として市が整備した施設です。

生家が整備された経緯や設置目的を踏まえると、生家の管理・運営には生家周辺集落の理解及び協力が必要不可欠であり、また、嘉村礒多の顕彰や、仁保地域の人材や自然などの地域資源に精通していることが重要な要素です。

嘉村礒多生家の会は、地元自治会委員を構成員としており、地域の特性を生かし、地域と連携した活動を効率的に行うことが可能であり、また、嘉村礒多の顕彰についても嘉村家の親族とも直接交流のあった地元の方が施設の管理人をし、顕彰も行っていることで、他の団体に替えの利かない顕彰事業が実施できています。

嘉村礒多顕彰の文化資源であり、仁保地域で交流を創出する地域資源でもある本施設の効果を最大化するに当たっては、どちらの側面からも最も積極的にかかわることのできる嘉村礒多生家の会に、引き続き指定管理を行っていただくことが望ましく、仁保地域が有する自然環境の中で輩出した文学者の顕彰を行いながら、地域の個性も生かした交流事業により賑わいの創出につなげていくことのできる団体として、引き続き、嘉村礒多生家の会を指定候補とするべきであると考えました。

6 審査の経過

仕様書の決定

令和3年7月6日（火）

指定申請提出期間

令和3年8月2日（月）～令和3年9月22日（水）

選定委員会によるヒアリング及び審査

令和3年10月5日（火）

7 審査の方法

(1) 選定委員会委員

増田 肇	交流創造部長（委員長）
朝水 宗彦	山口大学経済学部教授
松原 清	山口文化協会会長
岡村萬利雄	交流創造部次長
山崎 里恵	文化交流課長

(2) 提出書類の確認

特定団体からの提出書類については、適正に記載されていることを確認しました。

(3) 特定団体ヒアリング

特定団体に対しヒアリングへの出席を求め、提案内容等についての説明及び質疑応答を行いました。

実施日 令和3年10月5日（火）

場 所 市役所第11会議室

(4) 審査内容

非公募による特定団体からの提案内容については、指定申請等の提出書類やヒアリングの内容に基づき、選定委員会において、公募施設と同様に選定基準〔別紙1〕に掲げる評価項目ごとに評価を行い、各委員の点数を合算したものを得点とし、総配点合計の6割（基準点）以上であることを確認しました。

また、施設の更なるサービスの向上や効率的な運営等への努力の観点から、各委員の意見を付記して審査意見としました。

8 選定の概要

選定基準	配点	委員数	総配点	嘉村礒多生家の会
施設利用者の公平性・平等性が確保されていること	10	5	50	36
施設の効用を最大限に発揮できるものであること	35	5	175	128
管理にかかる経費縮減が図られているものであること	15	5	75	49
施設管理を安定して行う人的、財政的基盤を有していること	25	5	125	83
市の施策に貢献する事業活動に取り組むものであること	15	5	75	63
総 計	100	5	500	359
基 準 点	—	—	300	

9 審査意見

嘉村礒多生家は、本市の文化資源であるとともに、仁保地域で交流を創出する地域資源としても大きな役割を果たしています。

現行の受託団体である嘉村礒多生家の会は、嘉村礒多生家を地域のシンボルとして、愛着と責任をもって施設運営、事業運営されており、地元関係団体との円滑な連携のもと、安定的な

経営が続けられている点は高く評価できます。また、施設利用のリピーターを増やすための体験交流を企画している点も評価できます。

一方で、高齢化が進展する中、担い手の確保に取り組むことで、施設運営の可能性はさらに広がるのではないかと考えられます。今後も仁保地区として、施設の維持・管理を続けることのできる体制を検討していただきたいと考えます。

以上、総合的に判断して、嘉村礪多生家の会は嘉村礪多生家の特定団体として、必要な条件を満たしており、適当であるものと認めます。

別紙 1 指定管理者候補者選定基準

審査項目		審査内容
1 利用者の公平性・平等性の確保 【10点】		
① 公の施設を管理運営するにあたっての基本的な考え方		・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
② 利用者の公平・平等な利用を確保するための方策		・施設の利用に当たって平等性・公平性が確保されているか。 ・障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。
2 施設の効用の最大限の発揮 【35点】		
① 施設管理の運営方針		・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
② 利用促進に向けた方策		・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。 ・貸館の利用が促進されるような方策が提案されているか。
③ 受託・自主事業の展開		・嘉村礒多の顕彰につながる事業が企画されているか。 ・事業企画が嘉村礒多生家設置及び管理条例第 3 条に沿った事業提案となっているか。 ・都市住民をターゲットとした体験事業が企画されているか。
④ 利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策		・利用者ニーズの把握、サービス向上に係る具体的な手法が提案されているか。
⑤ 苦情対応のための方策		・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。また、対応方法について具体的な提案がなされているか。
3 管理運営費の縮減 【15点】		
① 施設維持管理のための方策		・施設維持管理(施設管理・備品管理等)の具体的手法は適切か。
② 効率的・経済的な施設管理		・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。
③ 収支予算書の妥当性		・収支計画は適正に見積もられているか。実現可能なものとなっているか。
4 施設管理を安定して行う人的、財政的基盤 【25点】		
① 適切な職員体制		・業務遂行に適した職員の配置、職務分担がなされているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。 ・事業企画のノウハウを有する職員がいるか。
② 職員の指導育成・研修体制		・より良いサービスの提供に向けて、職員の資質の向上に係る取組が計画されているか。
③ 安定した管理を行うための財政的基盤		・財務状況・経営基盤は健全か。
④ 危機管理・安全管理体制		・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がなされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
⑤ 個人情報の取扱い方針及び具体的手法		・個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案となっているか。
5 市の施策への貢献度 【15点】		
① 市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績		・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。 ・市の環境施策を踏まえた方針や、その他環境配慮への活動が提案されているか。
② 地域団体等との連携		・地域活性化に向けた熱意が感じられる団体であるか。 ・地域の関係団体等との連携・協働を行っているか。

※【 】は配点

